

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年10月24日（木）

担当課：市民経済部 市民相談課

件 名：大和市犯罪被害者等支援条例の制定について

提出理由：大和市犯罪被害者等支援条例の制定にあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・国は、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を施行した。その中で、地方公共団体は地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、実施する責務を有すると定められている。
- ・また、同年12月に基本法に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」では、地方公共団体における総合的対応窓口の設置が要請され、本市では、この間、市民相談課に総合的対応窓口を整備し、県・県警察・神奈川被害者支援センターで構成される、かながわ犯罪被害者サポートステーションと連携し、犯罪被害者等への支援を行ってきた。
- ・県においては、「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」の中で市町村に対する支援や連携強化等を充実・強化すべき取組としており、本年8月には犯罪被害者等の支援を目的とした条例の制定手法などの検討に役立てるために「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」を策定した。
- ・ガイドラインでは県と市町村それぞれの役割が明確に示されており、条例制定に向けた環境が整ってきた。

2. 条例制定の目的・基本的な考え方

- ・条例の制定は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。
- ・制定にあたっては、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める。

3. 条例に定める主な内容

(1) 基本理念

- ・犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われるものとする。

(2) 市、市民等及び事業者の責務

- ・市は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施するものとする。
- ・市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 犯罪被害者等への支援

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策等を行うものとする。

- ①経済的負担の軽減を図るために必要な施策
- ②法律相談の実施その他必要な支援
- ③家事、育児、介護その他の日常生活の支援のために必要な施策
- ④心理相談の実施その他必要な支援
- ⑤安全な居住場所を確保するために必要な支援
- ⑥犯罪被害者等の雇用の安定を図るための、事業者の理解を促進するための支援

4. 県内市の条例制定状況

- ・19市中、8市が犯罪被害者等の支援を目的とした条例を制定している。

経 過

- H21. 4 県が「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定、あわせて、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定
- R 6. 8 県が「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」を策定

今後の予定

- R6.12 意見公募手続
- R7. 3 議案提出
- R7. 4 条例施行